

第二十三号様式 (第三十六条関係)

(緊急措置命令書)

農林水産省指令 第 号

殿

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの品名及び数量
- 2 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの所在地
- 3 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき期日又は期間
- 4 消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき場所
- 5 消毒、除去、廃棄等の措置の方法
- 6 その他必要な事項